

平成25年2月4日

お客様各位

北見信用金庫

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

周知のとおり、平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来します。

北見信用金庫では、中小企業金融円滑化法の期限到来後も下記のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご返済条件の変更等のお申出に対しては、真摯かつ迅速に取り組む等、従来からの対応に変更はございません。また、引き続き、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、ご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客様からの資金に関するご相談や、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様が抱える問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。
3. 当金庫は、経営改善・事業再生、事業承継支援・専門家派遣支援等のコンサルティング機能を積極的に発揮して、お客様の経営課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。

以上



北見信用金庫